

## 履修取り消し制度の運用について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年6月17日）

学生意見箱の2020年6月11日回答「キャップ制の運用について」において、6月上旬の履修取り消し期間まで履修取り消しを含む科目を履修することは学生の学修負担を増大させ、CAP制の本来の意義を損なうものであるという見解と受け取りました。

では、そのようなCAP制及び履修取り消し制度の運用は、履修取り消し制度の本来の意義を損なうものではないかと私は考えます。

多くの学生が、履修取り消し制度というものが存在するので、履修取り消し制度の存在を前提に授業を履修しています。実際にはその科目を取り消すと決めた時点からはその科目は学修しないので、CAP制で最初から履修授業数を制限するほうが、学生の学修負担を増大させていると思います。

この点に関して、京都大学としての見解をお尋ねします。

【回答】（回答日：2020年7月17日）

（回答者：教育推進・学生支援部教務企画課）

CAP制と履修取消は、全く別の制度と考えます。

CAP制の目的は、学生が各年次にわたってバランスよく授業科目を履修することによって、必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることができるよう履修することです。最初から履修授業数を制限しない場合、取り消すと決めた時点から学修しないとしても、途中までの学修時間は多くなります。CAP制で単位数の上限を定めているのは、学期の初めから履修登録した科目をしっかりと学んでほしいという意味です。

また、履修取消は、履修取消していいという前提で履修登録するものではなく、学期の途中で授業の内容が想定していたものと違った等の事情により、履修を断念することを認める制度です。